

生徒の交通事故等について(お願い)

学校が再開し、登下校中における交通事故が多発しています。学校においては、危機感を持って下校指導の強化や学年集会での指導等に努めています。

ハインリッヒの法則では、1つの重大な事故の背景には29の軽微な事故と300のヒヤリハット(ヒヤッとしたりハッとすること)があるとされています。

つまり、1件の重大事故を防ぐには300のヒヤリ・ハットをなくす必要があるということが分かります。

つきましては、下記を参考にして、お子さんに対し、親としてのご指導も行っていただき、法令やマナーの理解・遵守が図られますとともに、命の大切さについても語っていただきますよう、あわせてお願い申し上げます。



記

1 これまでの主な事故

(事例1)

- ・歩道を自転車で通行中、前を歩く歩行者に後ろから接触した

法令：自転車は車両であるため、歩道が設けられた道路においては、基本的に車道を通らなければなりません。ただし、次のいずれかに該当する場合には、歩道を通行することもできます。

- ・「自転車通行可」の道路標識等がある歩道を通るとき
- ・運転者が13歳未満もしくは70歳以上、または身体に障害を負っている場合
- ・安全のためやむを得ない場合

※罰則：3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

(事例2)

- ・道いっばいに広がって通行している自転車集団の間を自転車で通り抜けようとした際に、お互いにふらつき転倒しけがを負った

法令：自転車は、道路(車道)においては、基本的に他の自転車(軽車両)と並んで進行してはならないことになっています。

※罰則：2万円以下の罰金または科料

(事例3)

- ・自転車で通行中、狭いT字路で直進中の車と接触した

法令：とまれの標識のある交差点では自転車も一旦停止しなければなりません。標識はなくても、歩道を横切る場合も一旦停止する必要があります。違反すると3月以下の懲役又は5万円以下の罰金となります。

標識や表示、歩道がない場合でも、十分安全に留意して通行する必要があります。

2 その他

- ・事故にあった場合は必ず学校や保護者、警察等に連絡するよう指導しています
- ・1列通行、一旦停止、ヘルメットのあごひもの徹底をお願いします